



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 946 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 1
947 公共測量の実施 (技術調査課)..... 1
948 海岸保全区域の指定 (港湾空港振興課)..... 1

○ 公安委員会告示

- 36 施設警備業務2級、雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級及び貴重品
運搬警備業務2級検定の実施 2

告 示

和歌山県告示第946号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和4年8月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
すまいる薬局	橋本市東家一丁目367-5	—	高辻俊規	令和 4.8.1

和歌山県告示第947号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年8月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 作業期間 令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
- 作業地域 和歌山県和歌山市三葛及び紀三井寺の一部

和歌山県告示第948号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成2年和歌山県告示第369号(海岸保全区域の指定等)は、廃止する。

令和4年8月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 海岸の名称
和歌山県紀州灘沿岸箕島漁港海岸箕島地区
- 指定場所
和歌山県有田市宮崎町字辰ヶ浜、男浦及び女ノ浦地内及び地先

3 基点の表示

- 基点1 北緯34度04分24秒3190 東経135度05分22秒7647の地点
- 基点2 北緯34度04分25秒9120 東経135度05分24秒6127の地点
- 基点3 北緯34度04分23秒8984 東経135度05分26秒7169の地点
- 基点4 北緯34度04分23秒9350 東経135度05分27秒9728の地点
- 基点5 北緯34度04分26秒2684 東経135度05分31秒4344の地点
- 基点6 北緯34度04分27秒7425 東経135度05分33秒2053の地点
- 基点7 北緯34度04分34秒3325 東経135度05分39秒1713の地点
- 基点8 北緯34度04分36秒2112 東経135度05分41秒7679の地点
- 基点9 北緯34度04分37秒1348 東経135度05分44秒9010の地点
- 基点10 北緯34度04分49秒6060 東経135度05分50秒5027の地点
- 基点11 北緯34度04分50秒9963 東経135度05分55秒0923の地点
- 基点12 北緯34度04分53秒2760 東経135度06分10秒8422の地点
- 基点13 北緯34度04分53秒9249 東経135度06分17秒0263の地点
- 補助点1' 北緯34度04分33秒5591 東経135度05分12秒5859の地点
- 補助点2' 北緯34度04分53秒1203 東経135度05分48秒2090の地点
- 補助点3' 北緯34度04分53秒7293 東経135度05分55秒1493の地点
- 補助点4' 北緯34度04分54秒0521 東経135度06分10秒7246の地点
- 補助点5' 北緯34度04分54秒7009 東経135度06分16秒9087の地点

4 指定区域

基点1から11までの各点及び補助点3'、2'、1'の各点を順次結んだ線並びに補助点1'と基点1とを結んだ線により囲まれた区域並びに基点12、13及び補助点5'、4'の各点を順次結んだ線並びに補助点4'と基点12とを結んだ線により囲まれた区域

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和4年8月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
施設警備業務2級	5名
雑踏警備業務1級	5名
雑踏警備業務2級	5名
交通誘導警備業務2級	5名
貴重品運搬警備業務2級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所

施設警備業務2級	令和4年11月17日（木） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室7及び会議室8
雑踏警備業務1級	令和4年11月17日（木） 午前10時から正午まで	
雑踏警備業務2級	令和4年11月17日（木） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和4年11月17日（木） 午後2時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和4年11月17日（木） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
施設警備業務2級	令和4年12月22日（木） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務1級	令和4年12月20日（火） 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	令和4年12月21日（水） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	令和4年12月15日（木） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和4年12月14日（水） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格

証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
施設警備業務2級	令和4年10月18日（火）から同月20日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署（管轄する警察署が有田湯浅警察署である場合は有田湯浅警察署有田分庁舎を、新宮警察署である場合は新宮警察署申本分庁舎をそれぞれ含む。以下同じ。）とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
施設警備業務2級	令和4年10月25日（火）から同月27日（木）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
施設警備業務2級	16,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務1級	13,000円	
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）